

第4号議案

令和8年度 役・委員（案）

役職		名前			
本部役員	会長	富山 敦子（川方）			
	副会長	橋本 真知子（高茶屋）			
	書記	須川 千尋（木造）			
	会計	直江 茜（高茶屋）			
		山門 真弥（川方）			
	地区会長	川方	三浦 紀子		
		牧	村上 百恵		
		新家・ハイタウン	水谷 元哉		
		木造	田中 智穂		
		高茶屋	平岡 卓子		
地区委員	川方	豊永 藍	池山 奈央	中村 友希子	
		伊藤 正人	安保 正己	西口 恵実	
		中島 淳	梅谷 修央		
	牧	徳光 美樹	松本 麻由美	岩崎 真理子	
		中野 真実			
	新家・ハイタウン	鵜飼 有美	小田 博子		
	木造	今枝 仁美	久保田 香理		
	高茶屋	金城 紗也加	田端 あかね	矢野 愛	
		川原田 ゆかり	野澤 直美	小畑 紗季	
		吉岡 有希子	赤松 里枝	山中 雪代	
		濱野 礼水	須藤 杏奈	小林 真紀	
		中尾 陽子	工門 麻貴	小芝 永香	

敬称略

第5号議案

令和8年度 事業計画（案）

年	月	事業内容	備考
8	4	総会（書面議決）	PTA 育成者会
	5	田植え	
	6		
	7		
	8		
	9	稲刈り	
	10	地区民運動会参加	
	11	文化祭参加	
	12		
9	1	役・委員改選	
	2	年度活動の総括	
	3	役員引継ぎ等	

第6号議案

令和8年度 育成会会計予算(案)

収入の部

(単位 円)

項目	本年度予算額	備考
繰越金	205,902	前年度繰越金
会費	531,700	1,300円×409名
安全保険代	3,000	追加徴収分
市交付金	30,000	市からの交付金
市補助金	70,000	市からの事業補助金
雑収入	10,000	文化祭売上金・利息
合計	850,602	

支出の部

(単位 円)

項目	予算額	備考
会議費	5,000	お茶代
事務費	6,000	印刷機・コピー機使用代及び紙代
慶弔謝礼費	15,000	稲刈り協力関係者への御礼
事業費	150,000	田植え・稲刈り等事業経費
助成金	232,500	各地区子ども会(409名)・スポ少4団体
安全保険代等	311,400	300円×1038名=304,800円(令和7年度実績値)
備品購入費	100,000	
予備費	30,702	銀行手数料・その他
合計	850,602	

桃園子ども会育成者会会則

第1章 総 則

第1条 この会は地区内子ども会の健全育成のため、育成者の研修を主とし、単位子ども会相互の連絡調整をはかることを目的とする。

第2条 この会は前条の目的を達するため次の事業を行う。

1. 会員相互の教養知識向上に関する事項
2. 単位子ども会相互の情報交換およびその連絡調整のための協議会
3. 地区子ども会の連合行事
4. 津市子ども会育成者連絡協議会の主催する行事への参加
5. 公共団体並びに公民館事業との連絡協調に関する事項
6. その他

第3条 この会は「桃園子ども会育成者会」という。

第4条 この会の事務所は会長宅におく。

第2章 会員および経費

第5条 この会の会員は地区内に在住し、現に子ども育成にあたっているもの並びに会の趣旨に賛同するものをもって組織する。

第6条 この会の会費は児童1人年額1,300円〔前期(4月～9月)：650円、後期(10月～翌年3月)：650円〕とし、原則年1回払い〔4月～翌年3月〕で納入するものとする。事前に転出が分かっている場合、前期のみの納入を可能とするが延長は認めない。次年度より再入会できることとする。転入生のみ、後期からの入会を認める。

第7条 この会の経費は会費の他に補助金及び寄付金をもってこれに充てる。

第8条 この会の会計年度は毎年4月総会をもって終わる。

第3章 役 員

第9条 この会に次の役員をおく。

会長1名、 副会長1名、 書記1名、 会計2名、 監査2名

会長補佐1名 (子連会長当番の年のみ、4年毎に当番がまわってきます)